

岩手県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、商業地域内における工場の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和3年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市が陸前高田市の商業地域である陸前高田市高田町字馬場前101番地1ほか（KC17-2街区3-1画地）に工場（1,734.55平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
  - （1） 期日 令和3年4月25日（日）午前10時30分から
  - （2） 場所 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市役所4号棟 第6会議室